

トルコ語における（非意図的）許容使役

ヤイルオール オガン（東京大学大学院）

1. トルコ語の「傘を盗まれた」は使役か受動か

本発表では、まず本節でヤイルオール（2023）の主張を簡単に紹介し、(1) を「非意図的許容使役構文」として位置付ける（2 節）。(1) に生起する動詞の共通点を示した後（3 節）、4 節でトルコ語と日本語に現れる責任の範囲を考察する。

トルコ語¹の (1-2) の例文は、例えば傘立てに入れていた傘を盗まれた人の発話として自然である。

(1) Şemsiye-m-i	çal-dır-dı-m.	(2) Şemsiye-m	çal-ın-dı.
傘-1SG.POSS-ACC	盗む-CAUS-PF-1SG	傘-1SG.POSS	盗む-PASS-3SG.PF
「lit.(私は)(私の)傘を盗ませた。」		「傘が盗まれた。」	
「傘を盗まれた。」			

(1) のような例について、日本語における持ち主の受身との類似性が指摘されている（ビョケソイ 2000, 大崎 2006, 林 2013）。これ自体は妥当な観察だが、受動の意味を表すとみなされてきた (1) には典型的な使役構文と「責任」² という意味的共通性があり、(2) にはそのような性質が欠けている。このことは、(1) が使用できる場面なら (2) も必ず使用できるが、(2) が自然であるにも関わらず、(1) が不自然になる場面があることから確かめられる。例えば主語³が傘を友人に預けていて、友人が預かっている間に傘が盗まれた場合、(1) は不自然な発話であるが、(2) は自然である。この場合、傘が盗まれたことに対する責任が、主語ではなく、その友人に帰属される⁴。このように、(1) の使用は主語に責任が帰される場合に限られる。(1) と (2) の違いを適切に捉えるためには (1) を受身ではなく、使役構文⁵の一種として扱う必要がある（ヤイルオール 2023）。

さらに (3) を参照されたい。両方を自然に用いることができる場合に (2) を発話した人に対する返事として (3) は自然である。ここでは責任を指摘する形で (2) の発話をした人を責め立てることになる。

(3) Çal-ın-ma-dı,	çal-dır-dı-n!
盗む-PASS-NEG-3SG.P	盗む-CAUS-2SG.PF
「盗まれたんじゃないなくて、盗ませたんだろう！」	

これは要するに「(2) ではない、(1) だ」という文である。(2) と (1) の違いがはっきりと現れており、事象に対する責任を指摘するためにこそ使役構文が使用されているのである。また、同じ出来事でも (1) と (2) のどちらを選ぶかは、事象の捉え方で決まるということも明らかであろう（ヤイルオール 2023）。

¹ トルコ語はチュルク諸語に属する SOV 語順型の膠着語であり、トルコ共和国の公用語である。格は六種（主格、対格、与格、所格、奪格、属格）であり、語順は情報構造によって柔軟に入れ替わる。述語は人称と数において主に主語と一致する。主語は省略可能である。c=/dʒ/, ç=/tʃ/, ʃ=/ʃ/, j=/ʒ/, ı=/w/, ü=/y/, ö=/ø/。

² これは (1) の背後に「使役者にもある程度責任がある」という含意があるとする林 (2013: 159) と調和的な立場である。

³ 厳密には主語の指示対象であるが、記述が煩瑣になるのを避けるため、「主語」という仕方で省略的に表す。

⁴ まったく信用できない人であると認識していた人に預けていれば、「別の人に預けていれば、盗まれなかった」と考えることができるため、(1) の容認度が上がる。

⁵ 「使役構文」は因果関係を意味に含む述語を持つ構文を指す（西村 2015: 102）。

2. 許容使役と非意図使役

使役構文は意味の観点から、真正使役 (true causatives) と許容使役 (permissive causatives) とに二分することができる (Comrie 1989: 171)。英語の *make* と *let* がそれぞれ真正使役と許容使役を表すことはしばしば指摘される (西村 2019)。それぞれ *make* 使役と *let* 使役というふうに言われることもあれば、(狭い意味での) *causing* と *letting* (Talmy 2000) と言われることもある。トルコ語では同じ接尾辞で *make* と *let* の両方を表すことができる。下記の (4) と (5) はどちらも許容使役の例である。

- (4) Oğlu-m hep hamburger-im-i yemek
 息子-POSS.1SG いつも ハンバーガー-POSS.1SG-ACC 食べること
 iste-r-di, ben de ye-dir-ir-di-m.
 欲しがる-AOR-PF.3SG 私 も 食べる-CAUS-AOR-PF-1SG
 「息子はいつも私のハンバーガーを食べたがっていた、そして私は食べさせていた。」
- (5) Hamburger-im-i oğlu-m-a ye-dir-di-m.
 ハンバーガー-POSS.1SG-ACC 息子-POSS.1SG-DAT 食べる-CAUS-PF-1SG
 「(私の) ハンバーガーを息子に食べさせた。(許可したの意)」

西村 (1998: 163) によると、非意図的使役において、結果を意図していない場合にも主語に責任が帰されうるのは、「人は自ら意図的に行った行為の直接的結果に対して、その結果自体を意図したか否かにかかわらず、何らかの責任を問われる」という、責任という概念の常識的な理解 (責任の認知モデル) が存在するためである。(6) において主語のクタイには隣人の窓を壊す意図はないが、自分の (ボールを蹴るなどの) 行為が原因となっているため、自分の行いの結果生じた窓が割れるという事態に対する責任がクタイに帰属されている。(7) も同じく、クタイは財布が落ちることを意図して何かしらの動作をしたわけではないが責任の主体として扱われている。

- (6) Kutay top oyna-r-ken (yanlışlıkla) komşu-nun cam-m-i kır-dı.
 クタイボール 遊ぶ-AOR-CV (うっかり) 隣人-POSS.3SG 窓ガラス-POSS.3SG-ACC 壊す-PF.3SG
 「クタイはボール遊びをしていた時、(うっかり) 隣人の窓ガラスを割ってしまった。」
- (7) Kutay cüzdan-ı (yanlışlıkla) düş-ür-dü.
 クタイ 財布-ACC (うっかり) 落ちる-CAUS-PF.3SG
 「クタイは財布を(うっかり) 落とした」

以上から分かるように、主語 (の行為) が原因と見なされる場合には、結果に対する責任が主語に帰されうるのである。しかし、(1) の場合、結果を引き起こしたのは主語の (普通の意味での) 行為ではない。それにもかかわらず主語に責任が帰属されるのはなぜなのだろうか。ここでは負の行為の認知モデル (西村 1998) が働き、主語の不注意を意図的行為とみなすことに繋がっていると考えられる。(1) のような場合、「盗まれる」という事態の原因は「主語が結果の生起を阻止する行為 X' を遂行することができる立場にあるのにそれを遂行しない」ことである。阻止する行為が X' だとして、それをしないことは -X' であり、そこから -X'=X という仕方で、X' を行わないことが X を遂行するのと同じだとされるわけである (西村 1998: 165)。「私」が、傘を盗まれないように注意を払うことができる立場にあっ

たのに、それをしなかった場合、それこそが、傘が盗まれるという事態の原因であるとみなされる。したがって、責任は「私」に帰せられるのである。(1) のような例は (5) と同じく非意図的であり、(7) と同じく許容使役であると言える。以下 (1) のような例を「非意図的許容使役」と呼ぶことにする。

3. 非意図的許容使役に現れる動詞

非意図的許容使役構文は限られた動詞 (例えば、çal-「盗む」, kap-「掴み取る・むしり取る」 çiz-, 「描く(傷つける)」, ye-「食べる(権利などを横取りする)」など) のみを述語に取るという特徴を持っている。この構文に現れる動詞には何らかの意味的共通性があるのだろうか。以下「盗まれる」以外の動詞の例文を挙げる。(4) は機械を扱っている時に怪我をした人の発話として自然である。(5) は、例えば発話者が友達と3人で何かの試合を観戦するために取っておいた自由席を、残りの2人が来る前に不注意で奪われてしまった状況を報告する場合に使用できる。(6) は知り合いのオスマンの車を預かっていて、治安の悪い場所で一定の時間放置している間に誰かに傷つけられていたことを、第三者に話す際に用いることができる。(7) は主語の指示対象が何かを騙し取られても反撃しないような性格で、そのやさしさに付け込んだ周りの人達に良いように利用されてきた場合を表現する文である。

- (8) Eli-m-i makine-ye kap-tır-dım.
手-1SG.POSS-ACC 機械-DAT 取る-CAUS-PF-1SG
「lit. (私は) (私の) 手を機械に取らせた。」
「手を機械に取られた」
- (9) Yer-imiz-i kap-tır-dı-m.
手-1PL.POSS-ACC 取る-CAUS-PF-1SG
「lit. (私は) (私たちの) 場所を取らせた。」
「(私のせいで⁶) 場所を取られた」
- (10) Osman-ın araba-yı çiz-dir-di-m.
オスマン-1SG.POSS 車-ACC 線を書く-CAUS-PF-1SG
「lit.オスマンの車を傷付けさせた」
「(私の不注意で) オスマンの車を傷つけられてしまった」
- (11) Hakk-ı-nı- hep başkaları-na ye-dir-di.⁷
権利-3SG.POSS-ACC いつも 他人-DAT 食べる-CAUS-PF.3SG
「lit. (自分の) 権利をいつも他の人達に食べさせた」
「(あの人は) 他人に食べ物にされてきた。」

⁶ Yerimizi kapırdı-k. 「lit. (私たちが) (私たちの) 場所を取らせた」という表現と対比されたい。(14) の「取らせた」の一致標識は-mであり、1SGであるのにたいして、-kは1PLである。動詞が一人称複数と一致する(主語が一人称複数の)場合には、自分ひとりではなく、自分が一員であるグループ全体のせいで取られたことを表現する。

⁷ (7)の“hakkımı ye”「権利を食べる」は慣用句であり、「権利」はほとんどの場合「正当に得られたもの、所有してよいもの」を指し、「食べる」は「不正に利用する、渡さずに消費する、盗んで消費する」などの行為を指す。例えば一等賞をもらうはずだった選手ではなく、(検査の不正によって)ドーピングした選手が勝った場合に「権利が食べられた」と言える。一等賞を食べられたのである。また、褒められて然るべき時に罵られる場合も「権利が食べられた」と言う。賞賛を食べられたのである。(16) では自己主張をしていないなど、主語に責任が帰属されるため、使役構文が使用されている。

この構文に現れない動詞を排除するような予測は立てられないが、生起する動詞の共通点を記述し、その動機づけについて考えることはできる。上で述べたように、非意図的許容使役に現れる動詞として *çal-, sürt-, çiz-, ye-, kap-* 「盗む、擦る、傷つける、食べる、(むしり) 取る」がある。これらの動詞に共通する意味があるとすれば、行為対象に起こる変化によって(対象が丸ごとなくなる、使えなくなる、価値が減るなどの) 損失が生じるところであろう。実際、損失が生じない場合には非意図的許容使役は不可能である。(12) は場所を譲ろうと考えていた人に非意図的許容によって場所を取られて(すなわち、意図せず譲って) しまった場合を想定している。たとえば、主語が座って欲しいと考えていたおじさん A が存在し、もともとそのおじさんに座って欲しくて場所を取っていたのだけれども、おじさんに譲る前に、主語の不注意によって当のおじさんが座ってしまった場合である。

- (12) ??Yer-im-i kap-tır-dı-m.
 手-1SG.POSS-ACC 取る-CAUS-PF-1SG
 「(私のおかげで) 場所を取られた」

非意図的許容使役構文の使用においては、これらの動詞が内在的に含む損失⁸に対する責任が主語に帰属されている。主語に被害が生じたからとて必ずしも責任が帰されるわけではない。日本語の「傘を盗まれた」とは異なり、トルコ語で「傘を盗ませた」と言えるためには、主語に何かしらの過失がなければならぬ(ヤイルオール 2023)。逆に、何ら被害が生じていない場合に責任が生じることはないと考えられる⁹。これらの文は、責任のスキーマ(西村 1998)によって動機づけられているという点では日本語における「事故で子供を死なせた父親」や「空襲で家を焼いてしまった」の例に似ているが、使役接辞を保ったままトルコ語に訳すと、真正使役の解釈はできるが、許容使役解釈としては不自然な発話になる。(13) は事故で息子を死なせた父親ではなく、事故で息子を殺した父親という意味になる。同じく(14) も空襲の際に(空襲の被害とは独立に) 家をわざと焼いたという意味になる。

- (13) ??Kaza-da oğul-un-u öl-dür-en baba
 事故-LOC 息子-3SG.POSS-ACC 死ぬ-CAUS-NMLZ 父親
 「lit.事故で息子を死なせた父親」
- (14) ??Hava saldırı-sı-nda ev-im-i yak-tı-m.
 空 襲撃-POSS-LOC 家-1SG.POSS-ACC 焼く -PF-1SG.POSS
 「lit.空襲で家を焼いた」

(12) と (13) が不自然なのは、単に述語に用いられた動詞が、この構文の述語として慣習化していな

⁸ 同じ場面で自然に使用できるトルコ語の使役構文と日本語の持ち主の受身について、前者では主語と損失の間に成り立つ責任関係が際立っているのに対し、後者では損失と主語の間に成り立つ被害関係が際立っていると言えるかもしれない。非意図的許容使役構文に出てくる動詞の意味と、受身として翻訳されることとの関係は、トルコ語の非意図的許容使役構文に現れる動詞が損失の意味を持っているからこそ日本語に持ち主の受身として翻訳され、その損失によって責任が生じるからこそトルコ語の使役構文に生起できるというふうには特徴づけることができるかもしれない。

⁹ ここでは損失責任(cf. 古田 2013 : 190)を想定している。義務責任がすでにある場合のほうが損失による責任が義務責任を持っている主体に帰属されやすくなると思われるが、何もないのに責任を問われることはないだろう。例えば何かを守る責任がある人がいたとして、それを守っているにも関わらず(定期的な確認などはあるにせよ)いきなり「責任」を問われることはないだろう。この点については4節で詳しく考察する。

いという理由によるのかもしれない。次節で考察するように、(12) と (13) を動機づける責任とトルコ語の非意図的許容使役構文を動機づける責任の範囲は異なると言える。

4. 責任—義務と損失、過失と悲劇—

責任¹⁰という概念は、「義務とその履行（違反）」としての責任（義務責任）と「損失の原因と償い」としての責任（損失責任）という二つの意味に大別される（古田 2013: 162）。この二つの責任の意味は相互排他的な関係にあるわけではなく、むしろ大きく重なり合っている。例えば、ある運転手が飲酒運転をしていて事故を起こした場合に、安全運転の実施という義務に違反したことの責任に加え、事故による損失の原因として、損失を償う責任が生じる。片方だけに当てはまる事態も可能である。例えば、あるトラック運転手が完璧な運転をしていたにも関わらず、横から飛び込んできた子供を轢いてしまった場合、損失責任だけが妥当する。この場合のトラック運転手は、子供の遺族の方に対して、轢いてしまった責任¹¹をとる（ないし、とろうとする）かもしれない。逆に、損失が生じなければ、義務の履行によって責任を果たしている（義務責任だけが関わる）と言える（古田 2013）。

使役構文の場合に損失の原因と見なされるのは、行為である。前節で確認したとおり、非意図的な行為の場合は、意図していなくとも自分の行為であれば原因と見なされることがある。さらに、そもそも主語が普通の意味での行為を何も行っていなくとも原因とされる場合がある。これは「負の行為」と考えられるものであった。意図せざる行為に対し、古田（2013: 206）は以下の詳細な分類を行っている¹²。

- i. 「他人からの強制」
- ii. 「悪質な過失」（飲酒運転など）
- iii. 「純然たる過失」（一瞬の不注意など）
- iv. 「悲劇的行為」（過失ですらない行為のうち、悲劇¹³になるもの）
- v. 「非悲劇的行為」（過失ですらない行為のうち、悲劇にならないもの）

これらは損失責任が生じる出来事の原因でありうる非意図的な行為の分類である。i は意図的行為と意図せざる行為の間に位置し、本発表に直接かかわらないためここでは扱わない。ii から v は過失があるかどうかで大きく分けられる。ii と iii においては、損失を予防・回避・阻止することができたのに、それをしなかったという過失が損失の原因と見なされる。iv と v では損失の原因と見られるような過失は存在しない。これらの内 ii, iii, iv が責任が生じる事柄であり（古田 2013: 209）、v は責任が生じない。

トルコ語の非意図的許容使役構文は主語に全く非がない結果を阻止することができなかった場合には使用できない（ヤイルオール 2023）。例えば、1 節の (1) *Şemsiyemi çaldırdım*. 「傘を盗ませた」と (2) *Şemsiyem çaldı*. 「傘が盗まれた」の対比を思い出していただきたい。受身で表現することができる事象であっても、予測不可能・予防不可能・回避不可能と思われる場合には、使役構文で表現することは不

¹⁰ 責任は「責任を問われる」「責任を感じる」「責任をとる」「責任を果たす」という 4 つのパターンで現れる（古田 2013:190）。

¹¹ ここでは他人から責任を問われることもあるかもしれないし、なくても本人が責任を感じるかもしれない。さらにその両方が当てはまる場合もある。

¹² 古田の意図せざる行為の分類が許容使役に現れるような負の行為を想定としているかは不明であるが、本論の限りにおいて、負の行為であれ、非意図的行為の分析に役立つと思われる。

¹³ ここで言う悲劇は明確に定義されていないが、大雑把に言うと、ある損失に対して困る人が存在する場合と考えてよさそうである。

自然である。例えば、(a) 家に置き忘れていた傘を盗まれた場合、(b) しっかり手に持っていた傘をむりやり奪われた場合、(c) 信用できる友達に預けている場合（これは 1 節でも挙げている）などである。つまり、この構文は過失型の非意図的行為を表すものであり、ii と iii のような場合には当てはまるが、iv はその範囲外となる。iv は悲劇によって責任が生じる事柄であり、日本語の「息子を戦争で死なせた父親」はここに当てはまる。この場合には、明確に指摘できるような過失はないと思われる。つまり、「死なせないことができたのに、それをしなかった」という訳ではない。ここには、先程のトラック運転手の例と異なる点が少なくとも二つある。①息子の死という結果は父親の行為が原因ではなく、②「息子の命を守る」という義務が親側にあると考えられるということである。息子の死の原因は厳密には父親の行為ではないが、子供の命が失われたら、親が子供の命を守るという義務に対する違反が生じる。損失の悲劇により、トラック運転手よりも強く（償うことが不可能な）責任を感じるだろう。

トルコ語の非意図的許容使役構文の場合、主語に過失がなければ使用できないことはすでに述べた通りである。人は自分のものを守ること（盗まれるのを阻止する、傘立てに入れないなど）ができる場合に、義務責任が生じるのであろう。損失が生じた際に、その損失の主な責任は盗んだ人にあるが、「そもそも傘立てに入れることをしなければ、損失が生じなかった」という反事実仮想的な推論に基づき、損失の責任が主語に帰されると考えられる。このように、完全な予測を立てることはできないが、ii と iii に当たる (1, 8-11) は自然であり、iv に当たる(a)、(b)、(c)、(12) と (13) が不自然であることが説明できる。トルコ語の非意図的許容使役構文が使用できる場合に生じる責任の範囲は、過失という観点から適切に特徴づけられるのである。

略号一覧

1: 一人称、2: 二人称、3: 三人称、ACC: 対格、CAUS: 使役、CV:副動詞、DAT: 与格、LOC: 所格、NEG: 否定、PF: 完結相、PL: 複数、PASS: 受動、POSS: 属格、SG: 単数

参考文献

- ビョクソイ・デニズ (2000) 「日本語とトルコ語の受動文について」『筑波応用言語学研究』7: 85–98.
- Comrie, Bernard (1989) *Language Universals and Linguistic Typology: Syntax and Morphology*. Second Edition. Chicago: The University of Chicago Press.
- 古田徹也 (2013) 『それは私がしたことなのか-行為の哲学入門-』東京：新曜社
- 林徹 (2013) 『トルコ語文法ハンドブック』東京：白水社.
- 西村義樹 (1998) 「行為者と使役構文」中右実・西村義樹『構文と事象構造』107–203. 研究社.
- 西村義樹 (2015) 「使役構文」斎藤純男・田口善久・西村義樹 (編)『明解言語学辞典』102. 三省堂.
- 西村義樹 (2019) 「使用基盤モデルから見た make/let 使役構文」住吉誠・鈴木亨・西村義樹 (編)『慣用表現・変則的表現から見える英語の姿』108-125. 開拓社.
- 大崎紀子 (2006) 『チュルク語・モンゴル語の使役と受動の研究—キルギス語と中期モンゴル語を中心として—』博士論文.
- Shibatani, Masayoshi (1976) *The Grammar of Causative Constructions: A Conspectus*. *Syntax and Semantics* 6.
- Talmy, Leonard (2000) *Toward a cognitive semantics*, vol. 1. CUP.
- ヤイルオール・オガン (2023) 「トルコ語の「傘を盗まれた」は使役か受動か」『東京大学言語学論集』45: 325–343.